

第4章 管理事務及び徴収事務

第1節 管理事務

1 概要

管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する、いわゆる債権管理事務と、納めすぎとなった税金を納税者に還付する、いわゆる還付金事務が中心となる。

債権管理事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長が申告税額の更正等をしたことなどにより納付することとなった税金の額を「徴収決定済額」という区分により、また、これらの税金の納付された額を「収納済額」という区分により、納税者ごとに記録して管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金は、原則として金銭により日本銀行の歳入代理店となっている金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄の税務署において納めることとなっているが、税金の種類によっては、印紙による納付又は物納が認められる。納められた税金は、直ちに国の歳入となるのではなく、いったん国税収納金整理資金に受け入れられ、その中から還付金等を支払った残額が歳入として一般会計等に組み入れられることになっている。

還付金事務は、納税者が税金を納めすぎた場合、還付申告書の提出や減額更正などにより、その超過部分の金額（還付金）を納税者に還付するための事務である。その支払方法には、①金融機関の預貯金口座へ振り込む方法と、②納税者が郵便局の窓口で受け取る方法がある。

管理事務の運営に当たっては、租税債権・債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立を基本として、弾力的な事務運営を行うとともに、常に事務の機械化（効率化）を目指して、適時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に努めてきた。

2 国税の納付手段

(1) 電子納税等の導入（納付手段の多様化による納税者利便性の向上）

従来から金融機関では、ATMやインターネットを活用した銀行取引が盛んに行われる一方で、税や公金の納付については、納付書や払込書を窓口を持ち込む方法しかなかった。そこで、金融機関と官公庁、民間企業の収納機関が、平成12年から税・公共料金収納のネットワーク化に向けて協議を行った結果、マルチペイメントネットワークが構築され、現在、電子納税のためのインフラの一つとなっている。

このネットワークを活用し、平成16年からのe-Taxの導入によって、パソコンやATM等を使って納付が行えるようになった。

更に、平成20年1月21日からは、新たにコンビニエンスストアでも納付ができるようコンビニ納付を導入した。これにより、コンビニ納付用の納付書の交付を受けた納税者は、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても納付手続が可能となるほ

か、従来の約40,000箇所の金融機関に加え、新たに40,000箇所を超えるコンビニ店舗で国税の納付手続が可能となった。

このような取組により、納税者の利便性を向上させるとともに、システムを活用した効率的な事務処理を可能とした。

(参考) マルチペイメントネットワークは、平成13年10月から民間の料金収納について稼働を開始し、平成16年1月から一部の国庫金についても利用が可能となった。国税については、平成16年3月22日から名古屋国税局管内の納税者について利用可能となり、同年6月1日から全国で利用が可能となった。

(2) 振替納税の普及

振替納税は、金融機関等の窓口に出向くことなく、預貯金口座からの引き落としにより納付ができる便利な制度であり、申告所得税、消費税（個人事業者）の納税者を中心として、従来から普及を図ってきたところである。平成11年度から平成20年度においては、所得税の確定申告により納付が必要となる納税者の概ね6割から7割（件数）、消費税（個人事業者）の確定申告により納付が必要となる納税者の概ね7割から8割（件数）が、振替納税を利用して納付を行っている。

3 還付金事務の合理化

還付金の支払は、各税務署が取引先の日本銀行（本支店及び代理店）に書面により振込依頼を行う方法により行ってきたが、大量の還付申告書等を効率的かつ迅速に処理するとの観点から、国税還付金振込明細票の電子化などにより還付金事務の合理化を図っている。

(1) 国税還付金振込明細票の電子化

イ 磁気テープ（MT）による支払

平成11年12月の「ミレニアム・プロジェクトについて」等を受け、平成13年12月から、振込データの授受を磁気テープ（MT）により行い、支払小切手は全国分を一括して国税庁から日本銀行本店に交付する方法を導入し、振込処理のペーパーレス化・集中化を開始した。

ロ オンラインによる支払

平成18年9月からは、データ交換のオンライン処理（支払小切手の交付に替えて、支払指図書データを送信）を開始し、更に、平成19年5月から郵政公社への振込分についてもオンライン処理を開始した。

なお、オンラインによる支払は還付金支払手続の約9割を占め、事務処理の軽減と振込の迅速化が図られている。

(2) 還付金支払決議書の電子化

「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月決定）の、事務の簡素化の取組の一つとして、国税還付金等の支払決定を行う場合に支払決議書を出力・押印していた方法を、平成20年1月からKSKシステムに決裁入力を行う方法に変更し、支払決議書

を電子データ化して会計検査院へ提出することとした。

第2節 徴収事務

1 概要

平成10年代の徴収事務は、バブル経済崩壊後の景気低迷や金融不安、消費税の税率引上げ等の影響により3兆円近くにまで達した滞納残高（地方消費税を除く滞納整理中のものの額をいう。以下この節において同じ。）の圧縮に取り組むことが喫緊の課題となった。

そこで、平成11年6月に中期的目標として「滞納圧縮3か年計画」を策定し、平成11事務年度（平成11年7月1日～平成12年6月30日）以降、「滞納の圧縮は税務行政の当面の最重要課題の一つ」との位置付けの下に、賦課部門・徴収部門の連携・協調を密にして、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この章において「国税局（所）」という。）・税務署を挙げて滞納の未然防止及び整理促進に努めた。

平成14事務年度（平成14年7月1日～平成15年6月30日）以降は、中期的な数値目標の設定は行わなかったが、引き続き「滞納残高の着実な圧縮」（前年度末の滞納残高を下回ること）に努め、それまで取り組んできた滞納圧縮のための態勢づくりの更なる定着を進めた。

また、大量に発生する新規発生滞納事案について効果的・効率的に処理するため、平成14年4月から平成16年9月にかけて、集中電話催告センター室（通称「納税コールセンター」。以下この節において「センター」という。）を全国の国税局（所）に設置した。

平成17事務年度（平成17年7月1日～平成18年6月30日）には、消費税免税点引下げ等の影響による消費税滞納の増加が懸念されたことから、センターの充実・強化を図るとともに、賦課部門との連携・協調をより緊密にして滞納の圧縮に取り組んだ。

平成18事務年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）以降は、国税局（所）・税務署の各徴収担当部署が有する機能がこれまで以上に十分発揮されるよう、①国税局特別整理部門への徴収の引継基準の見直し、②税務署特別国税徴収官の機能の充実・強化、③センターの所掌基準の見直しを行った上で、①消費税滞納の優先処理、②大口、悪質・処理困難事案の重点的処理、③少額滞納事案の効果的・効率的処理の基本方針の下、引き続き「滞納残高の着実な圧縮」、特に「消費税滞納の圧縮」に重点的に取り組んだ。更に、平成19事務年度（平成19年7月1日～平成20年6月30日）以降は、国税局（所）・税務署幹部による進行管理を徹底して、組織的な対応等により、累積・長期滞納事案の整理促進を図った。

平成20事務年度（平成20年7月1日～平成21年6月30日）においては、急速な景気の悪化等の影響により、新規発生滞納が増加傾向にあったことを踏まえ、賦課部門との連携・協調をより一層強化して、更なる滞納の未然防止等に取り組んだ。

滞納整理状況の推移（税額）

（単位：百万円、％）

| 区分 | 徴収決定済額 | 要整理滞納額 | | | | 整理済滞納額 | 整理割合 | 滞納残高 | 残割合 |
|-------|------------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------|-----------|-----|
| | | 期首滞納 | 新規発生 | 発生割合 | 合計 | | | | |
| 平成 11 | 48,913,285 | 2,814,924 | 1,431,547 | 2.9 | 4,246,471 | 1,480,421 | 34.9 | 2,766,050 | 5.3 |
| 12 | 51,863,377 | 2,766,050 | 1,341,488 | 2.6 | 4,107,538 | 1,440,757 | 35.1 | 2,666,781 | 4.9 |
| 13 | 48,979,883 | 2,666,781 | 1,215,975 | 2.5 | 3,882,756 | 1,398,523 | 36.0 | 2,484,233 | 4.8 |
| 14 | 45,492,638 | 2,484,233 | 1,104,607 | 2.4 | 3,588,840 | 1,336,985 | 37.3 | 2,251,855 | 4.7 |
| 15 | 44,767,620 | 2,251,855 | 1,025,829 | 2.3 | 3,277,684 | 1,254,839 | 38.3 | 2,022,845 | 4.3 |
| 16 | 47,377,910 | 2,022,845 | 899,467 | 1.9 | 2,922,312 | 1,055,007 | 36.1 | 1,867,305 | 3.8 |
| 17 | 51,372,647 | 1,867,305 | 929,850 | 1.8 | 2,797,155 | 1,012,757 | 36.2 | 1,784,398 | 3.4 |
| 18 | 53,850,274 | 1,784,398 | 899,800 | 1.7 | 2,684,198 | 999,824 | 37.2 | 1,684,374 | 3.0 |
| 19 | 52,543,551 | 1,684,374 | 882,482 | 1.7 | 2,566,856 | 951,747 | 37.1 | 1,615,109 | 3.0 |
| 20 | 46,464,211 | 1,615,109 | 898,791 | 1.9 | 2,513,900 | 960,079 | 38.2 | 1,553,821 | 3.2 |

（注）地方消費税を除く。

2 租税滞納の状況

（1）平成11～20年の動向

イ 新規発生滞納額の推移

新規発生滞納額（地方消費税を除く。以下この節において同じ。）については、平成11年度以降減少し続け、平成16年度には、昭和61年度以来18年ぶりに1兆円を下回り、8,995億円となった。平成17年度は、企業収益の増加や消費税免税点引下げ等による徴収決定済額の増加の影響により、法人税、消費税等の新規発生滞納額が、平成10年度以来7年ぶりに増加したものの、平成18、19年度は減少した。平成20年度は、急速な景気の悪化等の影響により8,988億円と、前年度に比べて増加したが、新規発生滞納額のピークとなった平成10年度（1兆6,383億円）と比較すると54.9%まで減少した。

また、新規発生滞納額の徴収決定済額（地方消費税を除く。以下この節において同じ。）に占める滞納発生割合も、平成10年度には3%を超えていたが、平成18、19年度には1.7%と、国税庁発足（昭和24年）以来最低水準となるなど、大きく低下した。

この10年間を通してみると、賦課部門との連携・協調を図り、国税局（所）・税務署を挙げて滞納の未然防止に取り組んだ成果が現れている。

ロ 整理済額の推移

整理済額（地方消費税を除く。以下この節において同じ。）については、平成11年度は前年度に比べて減少したが、昭和39年度以来35年ぶりに新規発生滞納額を上回った。

その後も、滞納の整理促進に努めたものの、累積・長期滞納事案の滞納全体に占める割合の増加等の影響により、整理済額は平成19年度まで減少し続けたが、平成20年度は、9,601億円と、平成10年度以来10年ぶりに前年度を上回った。

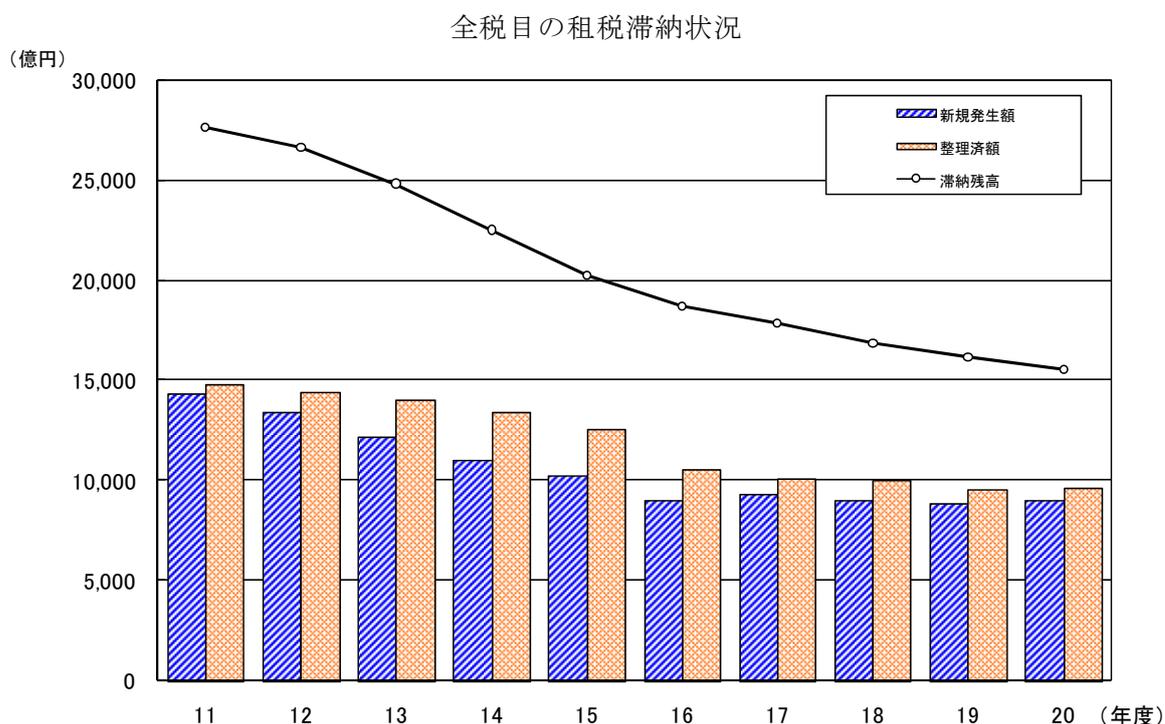
この10年間を通してみると、平成20年度の整理済額は、平成10年度（1兆6,064億円）

と比較すると59.8%となっているが、各年度とも新規発生滞納額を上回る整理を行った。

ハ 滞納残高の推移

滞納残高については、バブル経済の崩壊に伴う長期の景気低迷や金融不安、消費税の税率引上げ等の影響により増加の一途をたどっていたが、平成11年度は2兆7,661億円と、昭和39年度以来35年ぶりに前年度より減少した。

その後も滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成20年度まで10年連続で減少し続け、平成20年度の滞納残高は、1兆5,538億円と、滞納残高のピークとなった平成10年度（2兆8,149億円）と比較すると55.2%まで減少した。



(2) 大口（1億円以上）滞納の状況

1億円以上の大口滞納者は、平成11年3月末は2,801人（滞納税額8,456億円）であったが、年々減少を続け、平成21年3月末では1,289人（滞納税額3,487億円）と大幅に減少している。また、滞納残高に占める割合も、平成11年3月末では人員で0.3%、税額で30.1%であったが、平成21年3月末には人員で0.2%、税額で21.9%に減少している。

これを業種別でみると、不動産・建設業の滞納者は、平成11年3月末は909人（滞納税額2,954億円）であったのに対し、平成21年3月末では357人（滞納税額926億円）と著しく減少している。

(3) 税目別滞納の状況

滞納残高の約9割は、源泉所得税、申告所得税、法人税及び消費税の主要四税目が占めている。

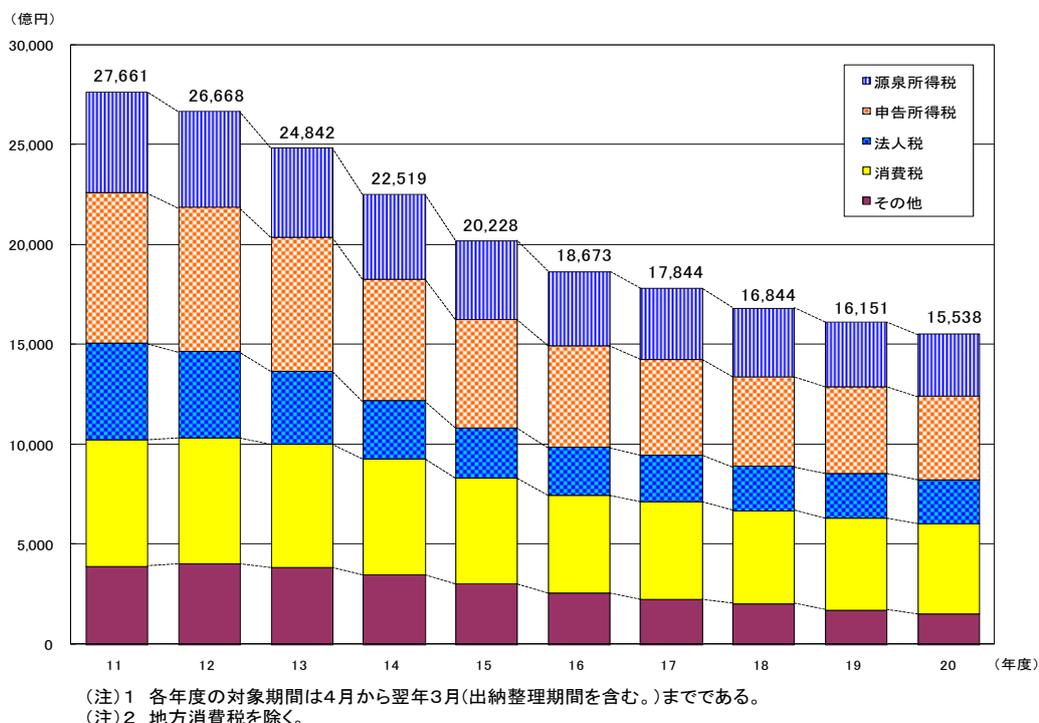
滞納残高に占める主要四税目の割合は、平成11年度から平成16年度までは、申告所得税が最も高く、次いで、消費税、源泉所得税、法人税の順であったが、平成17年度からは、消費税が最も高くなっている。

消費税については、平成元年の導入後から滞納残高が増加し続け、平成9年1月参議院本会議において、「消費税に対する国民の信頼を損なわないよう、滞納の未然防止及び滞納整理の促進に一層努力すべきである」とする、いわゆる警告決議が全会一致で行われたことから、より効果的かつきめ細かな未然防止策を講じるとともに、消費税滞納事案の優先的な処理に取り組んだ。こうした取組の結果、消費税の滞納残高は、平成12年度に制度導入後初めて前年度より圧縮を図ることができ、その後も滞納残高は9年連続で減少し続け、平成20年度には4,537億円と、ピーク時に比べて、71.8%まで減少した。

しかしながら、徴収決定済額全体に占める消費税の割合が相対的に高まっていること等の影響により、全税目に占める消費税の滞納残高の割合は、平成20年度には29.2%と年々高まっていることから、今後とも、消費税滞納の未然防止と整理促進に取り組んでいくこととしている。

なお、主要四税目の滞納発生割合については、この10年間の状況をみると、源泉所得税が1%前後と一番低く、次いで、法人税が1～2%、消費税が3～6%と続き、申告所得税が最も高く5～8%で推移している。

税目別滞納の状況



3 滞納整理事務の運営

(1) 事務運営の改善

イ 滞納圧縮3か年計画

(イ) 計画の策定

平成11年6月に、それまでの消費税滞納の急増を中心とした滞納の増加に対処するため、努力目標として「滞納圧縮3か年計画」を策定し、平成11事務年度から13事務年度（平成13年7月1日～平成14年6月30日）の3か年において、滞納残高を平成9年度末（2兆7,830億円）の水準以下に圧縮することを努力目標として種々の施策を講じ、滞納の未然防止及び整理促進に取り組んでいくこととした。

(ロ) 計画の達成状況等

A 平成11事務年度（計画実施初年度）

全国ベースでは、上記計画を達成することができた（平成11年度末滞納残高2兆7,661億円、対前年度比489億円減）。

B 平成12事務年度（計画実施2年目）

計画を達成した国税局（所）にあつては、必要に応じて努力目標の見直しを行い、更なる滞納圧縮に努めた（平成12年度末滞納残高2兆6,668億円、対前年度比993億円減）。

C 平成13事務年度（計画実施最終年）

「着実な滞納圧縮」を努力目標として、滞納圧縮が着実に行われる態勢づくりの定着を進めた（平成13年度末滞納残高2兆4,842億円、対前年度比1,825億円減）。

D 平成14事務年度（計画更新年）

「滞納圧縮3か年計画」の実施により、賦課部門と徴収部門との緊密な連携、進行管理の徹底、処理体制の充実等、滞納圧縮が着実に行われる態勢が徐々に整備されてきたことから、「滞納残高の着実な圧縮」を目標とした上で、それまで取り組んできた態勢づくりの更なる定着を推進し、新たな計画の策定は行わなかった。

ロ 厳正・的確な滞納整理の実施

滞納処分の実行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、滞納者の個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応することを基本としている。

その上で、大口、悪質・処理困難事案については、適正・公平な徴収を実現し、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図るため、早期着手、早期保全を図る必要があることから、国税局（所）・税務署の幹部を含めた管理者による進行管理を徹底し、早期かつ確実に処理方針を見極めた上で、厳正・的確な滞納整理を実施した。平成12事務年度（平成12年7月1日～平成13年6月30日）以降は、全国の国税局（所）において特捜担当を

指定し、特に悪質・処理困難事案に対して徹底した搜索等を実施した。また、税務署においても必要に応じて広域運営や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分を実施するとともに、法的手段を積極的に活用した滞納整理にも努めた。

なお、差押えに当たっては、原則として、事前に文書により差押予告を行っているが、財産を隠匿するおそれのある事案や過去の処分経過等から改めて差押予告を必要としない事案等については、差押予告を行うことなく厳正な滞納処分を実施している。

ハ 集中電話催告センター室の設置

センターは、大量に発生する少額の新規滞納事案の効率的な整理促進を図るとともに、税務署における実地の滞納整理を行うための事務量を確保し、大口、悪質・処理困難事案に対し十分な取組を行うことを目的として設置したものであり、東京国税局が平成14年4月、大阪国税局が同年8月、関東信越国税局が平成15年8月、その他の国税局（所）が平成16年8、9月に運用を開始した。

センターでは、集中電話催告システムにより自動的に滞納者に電話をかけ、オペレーターがパソコン画面に表示された滞納者の情報を見ながら納付の催告を行っている。

平成18事務年度からは、センターの機能を最大限活用するため、少額の新規滞納事案に限らず、ほとんどの新規滞納事案の催告を行っている。

平成20事務年度におけるセンターの整理状況は、人員では、催告の対象となったもの約84万人のうち約66万人（79.1%）が完結又は短期間の納付誓約を得るに至っており、また、税額では、1,477億円を処理している。

ニ 効果的な公売の実施

公売の実施に当たっては、より多くの公売参加者を募り、差押財産をより高価に売却するため、様々な方法により、効果的な公売の実施に取り組んだ。

具体的には、全国の国税局（所）・税務署において差し押さえた不動産等のうち、大都市の市場において入札の可能性が高いと見込まれるものを対象に、東京国税局及び大阪国税局の公売会場において集中的に公売する一斉集中公売を定期的に開催した。

また、公売参加者が公売会場に出向くことなく入札を行えるよう、平成11年6月に、一定の期間、郵送により入札書を提出することができる期間入札の手続を整備し、平成17事務年度から本格的に実施している。

更に、差押財産を高価有利に売却するため、平成17、18事務年度に公売会場における動産の競り売り（フロアオークション）を実施した。その後、フロアオークションの結果が良好であったことや、民間のインターネットオークションが活況を呈していたことを踏まえ、平成19年度の税制改正を経て、平成19年6月からインターネット公売を開始した。インターネット公売は、民間のオークションサイトを利用して、競り売りの方法によって行う公売で、公売参加者は、公売期間中は24時間インターネット上で買受申込みをすることができるものであり、公売参加者の利便性が向上するとともに、広く全国から公売参加者を募ることが可能となった。

なお、平成18年8月から、全国の国税局（所）・税務署で公売する様々な財産に関する情報を掲載した公売情報ホームページの運用を開始しており、これにより、全国の公売財産を横断的に検索、閲覧することが可能となった。

ホ KSKシステムの活用

平成13年11月には、KSKシステムが全国に導入され、滞納整理事務では、システムにより、滞納事案に関する情報を管理し、各種名簿を活用した滞納整理を実施できるようになったほか、差押調書等の帳票作成の省力化及び報告の簡素化等により、事務の高度化・効率化が図られた。

また、KSKシステムから滞納事案に係るデータを集中電話催告システムに引き継ぐことができるなど、集中電話催告システムと連携した効率的な運用も行っている。

ヘ 法的手段の積極的活用

悪質・処理困難事案については、法的手段を活用した滞納整理を積極的に実施して、その整理促進を図る必要があることから、原告訴訟の端緒の把握に努めるとともに、平成11事務年度以降、初動調査の段階から国税訟務官と連携して法的検討や補完調査を行い、詐害行為取消訴訟等の原告訴訟の積極的な提起に取り組んだ。

また、財産の隠ぺい等により国税の徴収を免れようとする悪質な滞納者に対しては、滞納処分免脱罪による告発を行うなど、特に厳正に対処するよう取り組んだ。

(2) 法令、通達の整備改善

イ 国税徴収法基本通達の改正

国税徴収法基本通達は、昭和35年に制定され、昭和41年に国税通則法の制定に伴う全文改正を経た後、平成12年までに税制改正、関係法令の改正等に併せて7度にわたり改正を行ってきたが、民事再生法、会社更生法、破産法等の整備や裁判例の集積等を受け、平成19年に全面的な見直しを行った。

ロ 徴収関係訴訟事務提要の改正

徴収関係訴訟事務提要は、原告訴訟を積極的に提起するための事務処理手順を整備するとともに、平成10年に民事訴訟法が抜本的に見直されたことから、平成11年に全面的な見直しを行った。

ハ 換価事務提要の改正

換価事務提要は、平成11年に郵送による期間入札の手続の整備を行い、平成20年には、インターネット公売の導入等を受け、全面的な見直しを行った。